

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 8 月 5 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社マエダ**
 住所 638-1036 奈良県大和郡山形町額部寺町15番地の1
 代表者氏名 代表取締役 **前田憲彦**
 電話番号 0743-56-5706
 FAX番号 0743-56-9050
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 27 者

No.	水道事業者名	チェック	No.	水道事業者名	チェック	No.	水道事業者名	チェック	No.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	✓
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 8 月 5 日

届出者

氏名又は名称

株式会社マエダ

住 所

奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1

代表者氏名

代表取締役 前田憲彦



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社マエダ		
住 所	639-1036 奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	マエダ 憲彦 代表取締役 前田憲彦		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(3)役員 の氏名	監査役 前田桂子	監査役 前田覚	令和 3 年 8 月 5 日
〃		取締役 前田桂子	令和 3 年 8 月 5 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 8 月 5 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社マエダ
前田憲彦
代表取締役

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1
株式会社マエダ

会社法人等番号	1500-01-006108	
商号	株式会社マエダ	
本店	奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成2年4月16日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道工事の設計・施工並びに請負 2. 水道施設工事の設計・施工並びに請負 3. 建築・土木建設工事の設計・施工並びに請負 4. 土木・建築材料の販売 5. 冷暖房設備及び給排水用配管工事・電気設備工事の設計施工並びに請負 6. 舗装工事の設計・施工並びに請負・管理 7. 家庭用並びに工作用電気製品の販売 8. 前各号に付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する <div style="text-align: right;">平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記</div>	
資本金の額	金1000万円	
	金2000万円	令和 3年 3月31日変更 ----- 令和 3年 4月 8日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>前田 憲彦</u>	平成29年 5月30日重任 平成29年 6月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 憲彦</u>	令和 1年 5月30日重任 令和 1年 5月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 憲彦</u>	令和 3年 5月21日重任 令和 3年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 キミ子</u>	平成29年 5月30日重任 平成29年 6月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 キミ子</u>	令和 1年 5月30日重任 令和 1年 5月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 キミ子</u>	令和 3年 5月21日重任 令和 3年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 能孝</u>	平成29年 5月30日重任 平成29年 6月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 能孝</u>	令和 1年 5月30日重任 令和 1年 5月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 能孝</u>	令和 3年 5月21日重任 令和 3年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 桂子</u>	令和 3年 1月20日就任 令和 3年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 桂子</u>	令和 3年 5月21日重任 令和 3年 5月28日登記

奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1
株式会社マエダ

⑨	奈良県大和郡山市額田部寺町16番地 代表取締役 前田 憲彦	平成29年 5月30日重任 ----- 平成29年 6月 8日登記
	奈良県大和郡山市額田部寺町16番地 代表取締役 前田 憲彦	令和 1年 5月30日重任 ----- 令和 1年 5月31日登記
	奈良県大和郡山市額田部寺町16番地 代表取締役 前田 憲彦	令和 3年 5月21日重任 ----- 令和 3年 5月28日登記
	監査役 前田 覚	平成27年 5月29日重任 ----- 平成28年 6月 7日登記 ----- 令和 1年 5月30日退任 ----- 令和 1年 5月31日登記
	監査役 前田 桂子	令和 1年 5月30日就任 ----- 令和 1年 5月31日登記 ----- 令和 3年 1月20日辞任 ----- 令和 3年 5月28日登記
	監査役 前田 覚	令和 3年 1月20日就任 ----- 令和 3年 5月28日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成28年 6月 7日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
	登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 8月22日移記

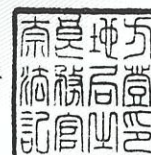
奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1
株式会社マエダ



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 3年 6月11日
奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



整理番号 ア784637

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4